

第 3 6 号議案

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成２６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第４号及び第４６条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。